

沼津市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（共同企業体方式による施工が必要であると認められる場合において、建設工事の特性に着目して、当該建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 特定建設工事共同企業体が発注することができる建設工事は、技術的難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果があると認められる建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額がおおむね5億円以上の土木工事
- (2) 設計金額がおおむね10億円以上の建築工事
- (3) 設計金額がおおむね2億5千万円以上の設備工事

2 前項に規定する建設工事以外の建設工事であっても、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体が発注することができる。

(発注工事の選定)

第3条 沼津市建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）は、前条に規定する特定建設工事共同企業体の対象となる工事のうちから、当該工事の規模、内容等を勘案して、特定建設工事共同企業体が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）を選定する。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せに係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する工種について、沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（昭和58年告示第11号。以下「資格告示」という。）に基づく入札参加資格の認定を受けている者による組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付された者の組合せであること。
- (3) 次条第3号又は第9条第3号の規定により別途要件を定める場合にあつては、当該要件を満たす者による組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1項第1号ア及びイに規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たす者とする。この場合において、特定建設工事共同企業体の構成員は、当該発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を有しての営業年数が、5年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最少限度基準)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率の最少限度基準は、2者による場合にあつては30パーセント以上と、3者による場合にあつては20パーセント以上とする。

(代表構成員の要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員の中で、より大きな施工能力を有する者（等級の異なる者による組合せにあつては、上位等級の者）であること。
- (2) その出資比率が構成員中最大であること。
- (3) 代表構成員の要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(別途要件)

第10条 第6条第3号又は前条第3号に規定する要件を別途定める場合は、指名委員会の議を経て定めるものとする。

(存続期間)

第11条 特定建設工事共同企業体は、発注工事の完成後においても残務整理等に必要な期間として、請負契約の履行後3月以上存続しなければならない。

(資格の公告)

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨
- (2) 発注工事の工事名、工事箇所、工事概要及び工事完成期限
- (3) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

- (4) 構成員の数、組合せ及び要件並びに代表構成員の要件
- (5) 特定建設工事共同企業体の結成方法、出資比率の最少限度基準及び存続期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による公告は、公告（例）（別記1）に準拠して行うものとする。

（資格審査の申請）

第13条 入札参加資格の審査を申請しようとする特定建設工事共同企業体は、指定された期日までに、建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に資格認定のため必要と認められる資料各1部を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類のうち、共同企業体協定書の写しを作成するに当たっては、協定書（例）（別記2）を参考とした協定書を締結するものとする。

（資格の認定）

第14条 指名委員会は、前条の規定により提出された書類、資料等に基づき作成される特定建設工事共同企業体入札参加資格審査表（第2号様式）により、特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定の可否を審議するものとする。

2 市長は、前項の規定による指名委員会の審議結果に基づいて特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定又は非認定を行うものとし、その結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格が認定されなかった者は、市長に対し、当該非認定の理由について説明を求めることができる。この場合においては、指定の期日までに書面を提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定により非認定の理由について説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

（契約方式）

第15条 第12条の規定により公告を行った発注工事に係る契約の相手方の決定は、前条第2項の規定により入札参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体を対象として、一般競争入札又は、指名競争入札の方法により行うものとする。

（編成表の提出）

第16条 発注工事に係る請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、速やかに特定建設工事共同企業体編成表（第4号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

（情報の提供）

第17条 市長は、特定建設工事共同企業体の自主結成に当たって必要と認める情報をできるだけ提供するものとする。ただし、法令等の規定により公表を禁止されている事項、企業秘密に属する事項その他公表することにより公務の遂行に支障を及ぼすおそれがあ

ると認める事項については、この限りでない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

第1号様式

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

沼津市長 氏 名 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の
住所、名称及び代表者

印

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者

印

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、 を代表者とする
建設工事共同企業体を結成し、貴市所管の建設工事の入札に参加致したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の申請をします。
なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 希望する工事に関し構成員が受けている建設業許可の状況

構成員の名称	許 可 行政庁	許可番号	工 事 業		工 事 業	
			般特別 年度別	許可年月日	般特別 年度別	許可年月日
	建設大臣 知 事	第 号	般— 特	年 月 日許可	般— 特	年 月 日許可
	建設大臣 知 事	第 号	般— 特	年 月 日許可	般— 特	年 月 日許可
	建設大臣 知 事	第 号	般— 特	年 月 日許可	般— 特	年 月 日許可

第3号様式

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

特定建設工事共同企業体 様

沼津市長 氏 名 印

下記の建設工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の審査結果を通知します。

記

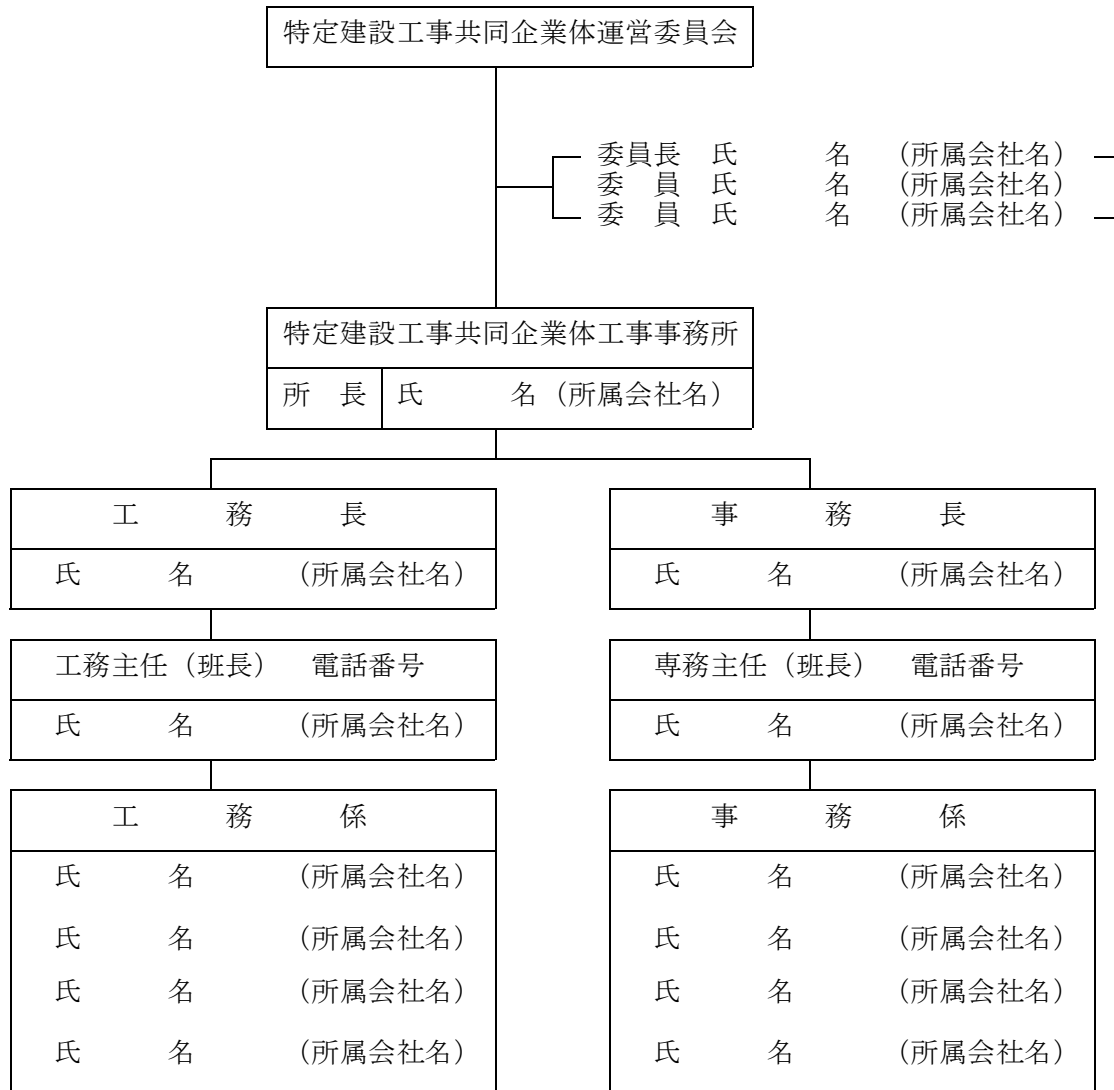
- | | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | 工事名 | 建設工事 |
| 2 | 審査結果 | 認定・非認定 |
| 3 | 非認定の場合の理由 | |

(注) 入札参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、年 月 日まで
に、書面を提出することにより、その理由の説明を求めることができる。

特定建設工事共同企業体編成表

年 月 日作成

(共同企業体名) 特定建設工事共同企業体



注) 1 この表は、標準例であり、実情に応じて適宜作成すること。